

会則の勉強会

質 問

A) 会則の理解を深めよう

1	ITC-J において、私たちの会則とはどれ？	p2
2	サンプル(カウンスル/クラブ)会則とは？	p2
3	ITC-J における各会則間の関係について	p3
4	ITC-J 会則・ITC-J 細則と ITC-J 第〇回大会規則/ITC-J 議事法マニュアル/ロバート議事規則新改訂版最新版の関係	p3

B) 会則修正案について

5	一般の主要動議と会則修正案の違い	p4
6	修正動議について	p5
	(主要動議に対する修正動議について) 略	
	会則修正案の修正動議について・・・事前通告の範囲内	
7	会則修正案の審議について	p5

参 考

ITC-J 会則とサンプル会則	p6～8
-----------------	------

解答編

A) 会則の理解を深めよう

1 ITC-Jにおいて、私たちの会則とはどれ？

ITC-Jには3つのレベルがある。ITC-Jレベル・カウンスルレベル・クラブレベル。そのおのおのレベルの3つの会則が、自分の会則と言える。

ITC-J会則・カウンスル No.○会則・○○クラブ会則
会員は、その3つレベルの3つの会則を遵守し活動する。

2 サンプル(カウンスル/クラブ)会則とは？

サンプル(カウンスル・クラブ)会則は、カウンスルとクラブ会則の原型となる事を意図している。ITC-J会則決議委員会がITC-J会則の変更等により検討して作成し、ITC-Jのホームページに載せる。

[I] サンプル会則の役割

ITCの時は、サンプル(リージョン・カウンスル・クラブ)会則は下記の4つの働きをしていた。

- ① 新しいカウンスルやクラブが出来た時には、これらのサンプル会則に必要な事項を記入して、過半数で採択して自分達の会則を作る事可。
- ② ITC大会でITC会則が修正され、リージョン/カウンスルやクラブ会則と矛盾が生じた場合には、サンプル会則等を参考に自動修正した。
- ③ リージョン/カウンスル/クラブが、自分達の会則を見直す時に、参考にした。
- ④ 会則を改正したいと思うリージョン/カウンスル/クラブは、サンプル会則等を参考にした。

ITC-Jでは、①②④でのサンプル(カウンスル・クラブ)会則の役割は少なくなっ
て、③自分達の会則の見直しの際に、参考とされる場合が多い。

[II] 「必須条項」とは？

サンプルカウンスル／クラブ会則の最初ページの「指標」に、カウンスルとクラブ会則に必要とされる条項が「必須条項」として書かれている。この必須条項に関しては、サンプル会則の必須条項中の文章をそのまま記載する必要はない。その「条項」をカウンスルおよびクラブ会則に入れる。ただ、ITC-J 会則の内容と矛盾があってはいけない。特にカウンスルでは第 13 条カウンス、クラブでは第 14 条クラブに書かれている内容は、それぞれの会則に入れる事。

3 ITC-J における各会則間の関係について

一番上の会則 ITC-J 会則に(のみ)、ITC-J についてと支配下の組織(カウンスルとクラブ)を規定する条項がある。全カウンスルまたは全クラブに共通する内容を決めなければ、ITC-J 会則のカウンスル又はクラブの条項を修正する必要がある。

参考資料 p6～8

ITC-J 会則には、「下部組織を規定する条項がある。」

※第 13 条カウンスル第 14 条クラブ

※カウンスル No.○は ITC-J の構造上では中間管理職。

カウンスル No.○会則には、クラブに関しての条項はない。

4 ITC-J 会則・ITC-J 細則と

ITC-J 第○回大会規則／ITC-J 議事法マニュアル／ロバート議事規則新改訂版最新版の関係

ITC-J 会則・・・ITC-J がいかに機能するかを定義する基本的な規則

ITC-J 細則・・・運営の細部を規定したもの。議事法とは関係ない。

ITC-J 第○回大会規則・・・大会の暫定の規則。採択された大会期間中のみ有効。

ITC-J 議事法マニュアル・・・議事法の教科書。

ロバート議事規則新改訂版最新版・・・ITC-J における議事法の典拠(ITC-J 会則第 15 条)。

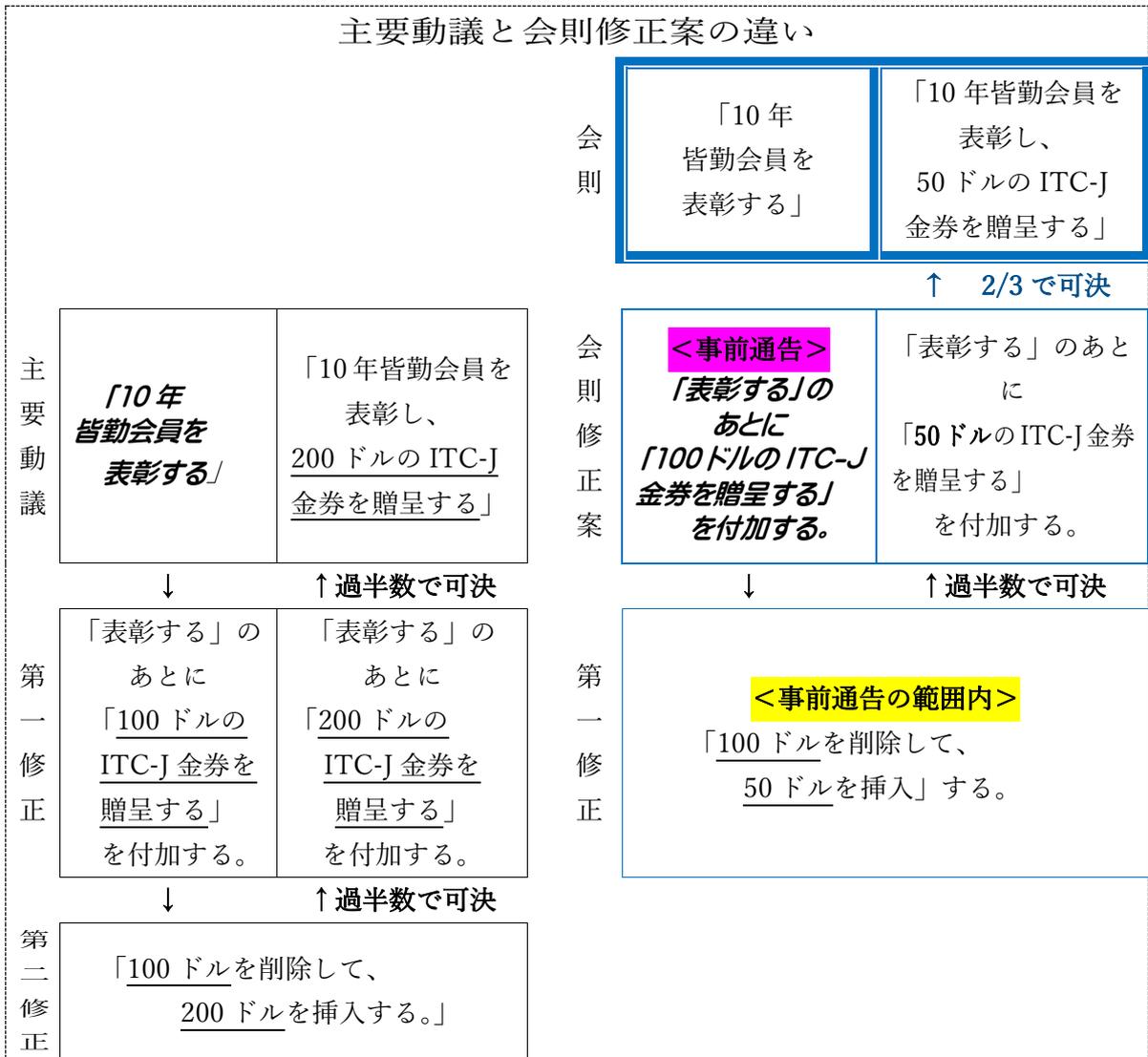
会則に記載されていない手順および議事法上の全ての疑問に適応される。

(ITC-J 議会法規役員 Wyn Bowler ITC コミュニケーター2000-2001 年度 Vol16 No.4 より)

B) 会則修正案について

5 一般の主要動議と会則修正案の違い

<p><左側 主要動議の場合></p> <p>会合で、「<u>10年皆勤の会員を表彰する</u>」という動議が提出された。(会則には記載なし。)</p> <p>その動議に対して、第一修正が提出された。この場合第二修正は<u>金額の増減が可能</u>。</p>	<p><右側 会則修正案の場合></p> <p>会則中の「10年皆勤会員を表彰する」に対して、会則修正案が事前通告された。その<u>事前通告された会則修正案文が、審議の対象</u>。</p> <p>会則修正案は、「<u>～を付加する</u>」とか「～を削除して～を挿入する」とか置き換えとかの、修正の形である。</p> <p>またその会則修正案に、修正の動議が提出されるとしたら、それは、<u>会則と事前通告の範囲内での修正の動議</u>となる。</p>
---	---



6	修正動議について
	(主要動議に対する修正動議について) 略
	会則修正案の修正動議について・事前通告の範囲内

[1]事前通告とは？

○ITC-J 会則には、下記が書かれている。

誰が会則修正案の提出者になれるのか？・

提出者はいつまでに会則・決議委員会に会則修正案を提出★するか？

会則・決議委員会は、いつまでに／どこに、その会則修正案を配布するか？

○提出者は期限までに、会則修正案を会則・決議委員会に提出する。

提出者名 修正箇所 修正方法と修正案文 現行会則(細則)

修正後の表記 提案理由 備考

○会則・決議委員会は、審議される修正案を会則に定められた日時までに、
(ITC-J においては ITC-J 役員会と所属クラブに)送る。 **事前通告**

[II]会則修正案の修正はなぜ事前通告の範囲内でないといけないか？

○事前通告されている会則修正案を修正する場合、その修正動議は、**(数字の場合でも内容の場合も)**現行会則と事前通告された会則修正案との変更の範囲内でなければならない。その理由は、範囲を超える修正動議が提出されるのでは、事前通告される意味がなく、欠席者が保護されないから。

○「会則修正案に対する修正は、事前の通知を行わず、過半数の表決によって採択することができるが、修正の変更の程度を増大させる修正は認められない。」

RONR・第12版 57:1 p560

7	会則修正案の修正動議の審議について
---	-------------------

会則修正案の修正動議は、事前通告なく提出され、元の会則修正案の内容には立ち入らず審議され、過半数で採決される。

修正動議の採決の後、(元のまたは修正された)会則修正案が審議され、2/3 多数決で採決される。

参 考

ITC-J 会則とサンプル会則

(1)ITC-J 会則と各レベルのサンプル会則

ITC-J 会則		サンプルカウンスル会則		サンプルクラブ会則	
第1条	名称	第1条	名称	第1条	名称
第2条	目的	第2条	目的	第2条	目的
第3条	会員 <注>	第3条	会員	第3条	会員 <注>
第4条	組織の構造	第4条	カウンスルの創設、再設定、 解体		
第5条	財務	第5条	会計年度と財務	第4条	会計年度と財務
				第5条	クラブの資格
				第6条	クラブの合併
第6条	選出役員	第6条	選出役員	第7条	選出役員
第7条	指名と選挙	第7条	指名と選挙	第8条	指名と選挙
第8条	任命役員	第8条	任命役員	第9条	任命役員
第9条	大会と定足数	第9条	会合と投票	第10条	会合と定足数
第10条	役員会	第10条	役員会	第11条	役員会
第11条	委員会	第11条	委員会とその任務	第12条	委員会とその任務
第12条	電子機器による会合				
第13条	カウンスル				
第14条	クラブ <注 14.5.>				
第15条	議事運営法の典拠	第12条	議事運営法の典拠	第13条	議事運営法の典拠
第16条	修正	第13条	会則と細則	第14条	会則と細則

2) ITC-J 会則とサンプルカウンスル会則

ITC-J 会則		サンプルカウンスル会則	
第 1 条	名称	第 1 条	名称 ※
第 2 条	目的	第 2 条	目的 ※
第 3 条	会員	第 3 条	会員 ※
第 4 条	組織の構造	第 4 条	カウンスルの創設、再設定及び解体
第 5 条	財務	第 5 条	会計年度と財務
第 6 条	選出役員	第 6 条	選出役員
第 7 条	指名と選挙	第 7 条	指名と選挙
第 8 条	任命役員	第 8 条	任命役員
第 9 条	大会と定足数	第 9 条	会合と投票
第 10 条	役員会	第 10 条	役員会
第 11 条	委員会	第 11 条	委員会とその任務
第 12 条	電子機器による会合		
第 13 条	カウンスル	13.1.	目的
		13.2.	会則と細則
		13.3.	財務
		13.4.	会員
		13.5.	役員
		13.6.	カウンスルの創設・再設定・解体
第 14 条	クラブ		
第 15 条	議事運営法の典拠	第 12 条	議事運営法の典拠
第 16 条	修正	第 13 条	会則と細則 ※

3) ITC-J 会則とサンプルクラブ会則

ITC-J 会則	
第 1 条	名称
第 2 条	目的
第 3 条	会員 <注>
第 4 条	組織の構造
第 5 条	財務

サンプルクラブ会則	
第 1 条	名称 ※
第 2 条	目的 ※
第 3 条	会員 <注>

第 6 条	選出役員
第 7 条	指名と選挙
第 8 条	任命役員
第 9 条	大会と定足数
第 10 条	役員会
第 11 条	委員会
第 12 条	電子機器による会合
第 13 条	カウンスル
第 14 条	クラブ <注>

第 4 条	会計年度と財務
第 5 条	クラブの資格
第 6 条	クラブの合併
第 7 条	選出役員
第 8 条	指名と選挙
第 9 条	任命役員
第 10 条	会合と定足数
第 11 条	役員会
第 12 条	委員会とその任務

14.1.	目的
14.2.	クラブチャーター認証状及び名称
14.3.	会則と細則
14.4.	財務
14.5.	会員 <注>
14.6.	役員
14.7.	有資格
14.8.	クラブの新設合併及び吸収合併

第 15 条	議事運営法の典拠
第 16 条	修正

第 13 条	議事運営法の典拠
第 14 条	会則と細則 ※